

## 生きがい活動支援通所事業（1号）業務仕様書

### 1. 事業目的

自宅で生活していて、市が利用認定したおおむね65歳以上の高齢者で単身の世帯、日中一人になる人、閉じこもりがちな人が生きがいを持っていきいきと暮らせるよう支援することで、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進、閉じこもりの予防や介護予防につなげることを目的とする。

### 2. 委託期間

事業の委託期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 3. 事業内容

#### (1) 履行場所及び職員配置等

下表のとおりとする。なお、参加人数の増減や地域の実情等により、市と協議のうえ変更することもできるものとする。

利用者住居地	堀之内	湯之谷及び広神	守門及び入広瀬
会場	堀之内地内で受託者が市と協議の上確保する	広神老人福祉センター	守門高齢者センター
送迎範囲	堀之内 地域	湯之谷及び広神 地域	守門及び入広瀬 地域
実施曜日	月、火、水、木、金曜	月、火、水、木、金曜	火、水、木、金曜
実施時間	10:00 から 15:00 まで		
定員	1回当たり 10人	1回当たり 15人	1回当たり 10人
職員配置	当日の参加人数が10人未満の場合は1人以上、 10人から15人の場合は2人以上配置する。		
予定回数	678回		

#### (2) 生きがい活動サービスの提供

職員を配置し、下記の業務を行うこと。また、ア、イ及びウについては利用者の希望を確認しながら、適宜組み合わせて実施すること。なお、内容は人数の増減や地域の実情等により変更することもできる。

##### ア 交流の提供

閉じこもり予防及び居場所づくりの観点から、利用者間のコミュニケーションの時間の確保と支援を行う。

##### イ レクリエーション

介護予防の観点から、脳力トレーニング、指先の運動、ストレッチ、体操その他レクリエーションを提供する。

#### ウ 創作的活動

生きがいつくりの観点から、作品づくり等の創作的活動機会の確保と支援を行う。

#### エ 給食

利用者へ昼食弁当を提供する。なお、事業中に提供する昼食弁当は受託者と別途契約するものとする。

#### (3) 送迎

利用者の自宅から会場までの送迎を行う。また、送迎のルートは利用者の住居地をふまえ、受託者が決定する。

#### (4) その他

ア 実施日の当日は、検温や利用者本人への確認など、体調確認を行う。体調不良と判断した場合は、利用者の家族等へ連絡し帰宅を調整するなど、必要な措置を講ずることとする。また、当日の利用人数や実施内容が把握できる日報を作成する。

イ 新規利用者が市の認定により決定した場合は、新規利用者又はその家族に対し開始日や送迎時間等詳細を伝達し、スムーズに開始できるように調整する。

### 4. 実績報告

受託者は、当月分の利用者の利用実績をとりまとめ、翌月 10 日までに市に報告する。

### 5. 委託料

委託料については、1 回あたりの単価契約とし、実施回数に応じて支払うものとする。

### 6. 委託料の支払い

月払いとし、各月の業務完了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払う。

### 7. 利用者の状態報告

利用者が次の(1)から(4)の要件に該当する場合には、市に報告を行うものとする。

- (1) 要介護（支援）認定者または、これに準ずる状態になった場合。
- (2) 送迎バスに補助なしで乗ることができない場合（補助台等の使用可）。
- (3) 補助具を使用してもなお、他の介助なしで歩行ができない場合。
- (4) 他の利用者とはトラブルなく良好に過ごすことができない場合。

### 8. 安全管理

受託者は、契約締結後速やかに事業運営の安全管理計画を提出し、市の承認を受けるものとする。

### 9. 感染症予防対策

感染症予防対策の観点から、次の事項に留意し事業を実施すること。

- (1)利用者、職員等ともに、手洗いと手指の消毒を徹底すること。
- (2)利用者間の間隔の確保と、マスクの着用を促すこと。
- (3)会場の使用前後は、テーブル等の共用部を消毒をすること。
- (4)会場の窓を定期的に空けるなど、適宜換気を行うこと。

#### 10. 事故等発生時の対応

委託業務を行う際に事故やトラブル等が発生した場合は、速やかに市及び利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じなければならない。また、利用者または第三者に損害を与えた場合は、市の責めに帰する場合を除き、受託者がその賠償の責任を負わなければならない。

#### 11. 秘密の保持

受託者は、事業の実施中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業完了後も同様とする。

#### 12. 事業の中止

不可抗力その他市又は受託者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、市と受託者は業務の継続の可否を協議するものとする。また、協議の結果、業務を中止した場合は、中止期間の委託料の支払いはしない。

#### 13. その他

この仕様に関し疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、市と協議のうえ決定する。